

第63回「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

●7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また犯罪をした人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会にほかなりません。そして、その更生を実効あるものとするためには、本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。

国東市推進委員会（6月24日開催）では、行動目標を「犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう」「犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう」「地域社会の理解と協力の輪を広げよう」の3点とし、重点事項を「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」の2点として、広報活動を中心とした取り組みを行うことを決定しました。

地域の人たちが連帯を深め、犯罪や非行をなくす活動を進めて、明るい地域を築くためにご理解とご協力をお願いします。

障がい者等 軽度生活援助事業のお知らせ

国東市では、高齢や障がいのため日常生活に支障をきたしている世帯が、買物支援・草刈り等を市が委託契約している事業所に依頼した場合、利用料金を軽減する事業を行っています。

対象世帯

- ①ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯（65歳以上）
 - ②ひとり暮らしの障がい者または障がいのみの世帯（65歳未満）
 - ③障がい者と同居している家族が、高齢や病弱のため日常生活に支障をきたしている世帯
- ※障がい者とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方または難病患者の方をさします。

事業内容	委託事業所		
	シルバー人材センター	秀溪園	三角ベース
買物支援	○		
庭、生垣等の手入れ等（草刈り・草取り）	○	○	○
住居等の清掃・整理整頓（大掃除）	○		
庭木の手入れ等（植木の剪定）	○		
住居等の修繕（大工・左官・電気）	○		
住居等の修繕（襖・障子張り）	○		

事業を利用する場合は、事前に福祉事務所で申請をしてください。（印鑑必要）

利用金額などご不明な点は、福祉事務所または委託事業所にお問い合わせください。

介護保険サービス等、他のサービスと重なる場合は利用できないものもあります。

国東市シルバー人材センター

安岐本所 ☎ 0978-67-2991 / 国見支所 ☎ 0978-82-1557 / 国東支所 ☎ 0978-72-0587 /

武蔵支所 ☎ 0978-68-1928

秀溪園（武蔵町手野）☎ 0978-69-0101

三角ベース（安岐町下山口）☎ 0978-64-7533

大分県障害者社会参加推進協議会主催

平成 25 年度「ときめき作品展」の募集について

市内在住の障がい者・障がい児が作成した絵画、工芸、写真、書、陶芸、合作の芸術作品を募集します。作品展示希望の方は、福祉事務所までお問い合わせください。

<作品募集> 募集期間 8月1日（木）～30日（金）

<作品展示> 期 日 11月14日（木）～18日（月）

会 場 大分市アートプラザ・アートホール

問い合わせ 福祉事務所 ☎ 0978-72-5164